○経済産業省令第七十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）に基づき、及び同法を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第三条の四）	第一章　総則（第一条―第三条の四）
第二章　電気事業	第二章　電気事業
第一節　小売電気事業	第一節　小売電気事業
第一款　事業の登録（第三条の五―第三条の十一）	第一款　事業の登録（第三条の五―第三条の十一）
第二款　業務（第三条の十二―第三条の十五）	第二款　業務（第三条の十二―第三条の十五）
第二節　一般送配電事業者	第二節　一般送配電事業者
第一款　事業の許可（第四条―第十六条）	第一款　事業の許可（第四条―第十六条）
第二款　業務（第十七条―第四十条）	第二款　業務（第十七条―第四十条）
第三節　送電事業（第四十一条―第四十五条）	第三節　送電事業（第四十一条―第四十五条）
第四節　特定送配電事業（第四十五条の二―第四十五条の十八）	第四節　特定送配電事業（第四十五条の二―第四十五条の十八）
第五節　発電事業（第四十五条の十九―第四十五条の二十一）	第五節　発電事業（第四十五条の十九―第四十五条の二十一）
第五節の二　賠償負担金の回収等（第四十五条の二十一の二―第四十五条の二十一の四）	［新設］
第五節の三　廃炉円滑化負担金の回収等（第四十五条の二十一の五―第四十五条の二十一の七）	［新設］
第六節　特定供給（第四十五条の二十二―第四十五条の二十六）	第六節　特定供給（第四十五条の二十二―第四十五条の二十六）
第七節　広域的運営	第七節　広域的運営
第一款　特定自家用電気工作物設置者の届出（第四十五条の二十七・第四十五条の二十八）	第一款　特定自家用電気工作物設置者の届出（第四十五条の二十七・第四十五条の二十八）
第二款　供給計画（第四十六条―第四十七条）	第二款　供給計画（第四十六条―第四十七条）
第八節　あっせん及び仲裁（第四十七条の二―第四十七条の七）	第八節　あっせん及び仲裁（第四十七条の二―第四十七条の七）
第三章　電気工作物	第三章　電気工作物
第一節　適用範囲及び定義（第四十七条の八―第四十八条の二）	第一節　適用範囲及び定義（第四十七条の八―第四十八条の二）
第二節　事業用電気工作物	第二節　事業用電気工作物
第一款　技術基準への適合（第四十九条）	第一款　技術基準への適合（第四十九条）
第二款　自主的な保安（第五十条―第五十六条の三）	第二款　自主的な保安（第五十条―第五十六条の三）
第二款の二　環境影響評価に関する特例（第六十一条の二―第六十一条の十）	第二款の二　環境影響評価に関する特例（第六十一条の二―第六十一条の十）
第三款　工事計画及び検査（第六十二条―第九十四条の八）	第三款　工事計画及び検査（第六十二条―第九十四条の八）
第四款　承継（第九十五条）	第四款　承継（第九十五条）
第三節　一般用電気工作物（第九十六条―第百四条）	第三節　一般用電気工作物（第九十六条―第百四条）
第三章の二　土地等の使用（第百四条の二―第百四条の六）	第三章の二　土地等の使用（第百四条の二―第百四条の六）
第四章　登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関	第四章　登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関
第一節　登録安全管理審査機関（第百五条―第百十八条の二）	第一節　登録安全管理審査機関（第百五条―第百十八条の二）
第二節　指定試験機関（第百十九条―第百二十六条）	第二節　指定試験機関（第百十九条―第百二十六条）
第三節　登録調査機関（第百二十七条―第百三十二条）	第三節　登録調査機関（第百二十七条―第百三十二条）